

議 第 11 号

新型コロナウイルス感染症対策の継続を
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣 あ て
厚 生 労 働 大 臣
経 済 産 業 大 臣
経 済 再 生 担 当 大 臣
新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

政府は、国民生活や企業経営に影響を与えてきた新型コロナウイルス感染症について、本年5月に感染症法上の位置づけを5類感染症に変更し、これまでの新型コロナウイルス感染症対策を見直す方針を決定した。

感染者の発生は今後も継続が見込まれるため、医療提供体制の確保、医療費やワクチン接種費用の公費負担等、国民の生活や医療の現場に支障を生じないよう必要な対策を引き続き実施していく必要がある。

また、地域の経済活動や雇用を支える中小企業・小規模事業者についても、コロナ禍で経営悪化を経験し、原材料高・物価高が重なることで、現在も厳しい経営状況が続いているため、事業継続に必要な支援の継続が必要である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、新型コロナウイルス感染症への適切な対策を継続し、国民の命と暮らしを守るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 5類感染症への分類の変更にあたり、死亡者数を含む感染の状況や救急搬送困難事案の発生件数等を調査・分析し、その結果を明らかにすること。
- 2 分類の変更後の医療提供体制を確保するとともに、新型コロナウイルス感染症に係る医療費、ワクチン接種費用を、当面、公費負担とすること。
- 3 コロナ融資に関する返済猶予の措置期間を延長するなど、資金繰りが厳しい中小企業者等への支援策を講ずること。